

業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 令和7年度佐賀県感染症情報センターシステム保守業務委託
- 2 契約の履行場所 衛生合同庁舎3階 衛生薬業センター
(佐賀市八丁畷町1番20号)
- 3 契約期間 令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで
- 4 契約金額 ￥ .-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ .-)
- 5 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定により免除

上記の委託業務について、委託者と受託者は、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

委託者 住所 佐賀市八丁畷町1番20号
氏名 佐賀中部保健福祉事務所長

受託者 住所
氏名

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の「令和7年度佐賀県感染症情報センターシステム保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾を得て業務を第三者に再委託した場合、再委託した業務すべてについて責任を負わなければならない。

(契約内容の変更中止)

第4条 甲は、必要がある場合には、契約の内容を変更し、又はこの契約の全部若しくは一部を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(成果報告書の提出)

第5条 乙は、委託業務が完了したときは、直ちに業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果報告書を受領したときは、その内容を審査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の審査（以下「審査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払い)

第6条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書の提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲の責めに帰する事由により業務委託料が前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき遅延日数に応じ、年パーセントの割合を乗じて計算した遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(2) 第8条第1項の規定によらないで乙がこの契約の解除を申し出たとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が前号のアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(5) 乙が、第3号のアからキまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合においては、乙は、頭書の業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の出来高部分を確認のうえ、当該検査に合格した部分についての業務委託料に相当する額を乙に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第4条の規定により業務の内容を変更した場合において、業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第4条の規定により業務を一時中止した場合において、その中止期間が履行期間の

10分の5以上に達したとき。

(3) 前各号のほか、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を完了することが不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、その損害賠償を甲に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、業務の出来高部分を確認のうえ、当該検査に合格した部分についての業務委託料に相当する額を乙に支払わなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する事由により生じたものについては、これを甲が負担するものとする。

(賠償金等の徴収)

第10条 乙が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年パーセントの割合で計算した利息を付した額を甲の支払うべき業務委託料から相殺する。なお、不足が生じるときは、追徴することができる。

2 前項の追徴を行う場合は、甲は、乙から遅延日数につき年パーセントの割合で計算した延滞金を徴収することができる。

(秘密の保持)

第11条 乙は、この契約を履行中知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第12条 乙は、業務を処理するための甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約履行につき疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。